

EU「AI Omnibus」暫定合意：日本企業のためのコンプライアンス・ロードマップ 2026

高リスクAI適用延期と直ちに対応すべき重要事項：誤認を防ぎ戦略的準備を

—— 既に適用済み・不変の義務 - - - 延期された期限・新たな規定

⚠️ 禁止行為 (Article 5) 適用済み

2025年2月2日より

社会的スコアリング、感情認識（競場・教育現場）など、親に法的拘束力あり。

⚠️ GPAI（汎用目的AI）の義務

2025年8月2日より

著作権ポリシー策定、訓練データサマリー公開義務は延期対象外。

📅 適用日の延期（最大の変更点）

BEFORE — AFTER

Annex III（独立型高リスクAI）

旧期限：2026年8月2日 → 新期限：2027年12月2日

バイオメトリクス、教育、雇用、信用スコアリングなど。「16か月」の延期。

Annex I（製品組込型高リスクAI）

旧期限：2027年8月2日 → 新期限：2028年8月2日

医療機器、機械、玩具など。「12か月」の延期。

🔑 「同等性条項」の導入

重複規制の回避が可能に。セクター別の現存規則が同等の保護を提供する場合、AI Act要件を不適用に。

2025 ————— 2026 ————— 2027 ————— 2028

⚠️ 「延期されない」重要事項：罰則規定は「不変」

最大3,500万ユーロ

または

全世界売上高の7%

非常に高額な制裁金リスクは維持。
コンプライアンスの重要性は変わらず。

📄 新たな規制とカテゴリー

🚫 新たな禁止AIの追加

「ヌーディファイア」「CSAM生成AI」の禁止。非同意の性的コンテンツや児童性的虐待コンテンツ生成AI。
2026年12月2日から適用。

🏢 「SMC (Small Mid-Cap)」カテゴリーの新設

中規模企業（従業員750人以下・売上高1.5億ユーロ以下）への技術文書簡略化など軽減措置拡大。

💧 ウォーターマーキング（識別表示）

既存システムへの移植措置を「3か月」に短縮。生成AIコンテンツのマーキング義務。
期限：2026年12月2日。

日本企業が直ちにとるべきアクション（推奨）

✅ AIインベントリ（目録）の再評価
自社AIの「Annex I/III」分類の精緻化。
適用日延期の影響を正確に把握。

✅ 認定代理人（Authorised Representative）の選任
EU域外プロバイダーとしての義務。
日本から高リスクAIを提供する場合の義務。

✅ ベンダー契約のリビジョン（改訂）
AI関連・SaaS契約への新条項導入。訓練データ来歴表明、GPAI関連補償、インシデント報告協力義務。